おくやみ
手続きガイド

江東区

おくやみコーナー利用案内（予約制）

ご遺族の気持ちに寄り添い、手続きに関する不安や負担を
軽減するために、おくやみコーナーを開設しています。

●予約電話　03-3647-9073

午前 8 時 30 分～午後 5 時
（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
江東区役所 2 階　おくやみコーナー

令和8年度版

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

江東区では、ご遺族の皆様が届出等をしなければならない、区役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。

ご不明点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

おくやみ手続きナビのご案内

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。
亡くなられた方についての質問にお答えいただくことで、該当する手続きの詳細、必要なものや担当課が確認できます。

質問に答えて



手続き抽出



詳細確認



手続きの流れ

江東区役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に事前準備をしましょう。

STEP 1 各種手続きチェックリスト



各種手続きチェックリスト（５ページ～）
で必要な手続きを確認ください。
「おくやみ手続きナビ」でも簡単に手続き
を把握できます。ぜひご活用ください。

STEP 2 持ち物の確認

各種手続きページから「必要なもの」をご確認ください。

STEP 3 おくやみコーナーの予約または直接各課にて手続き

おくやみコーナーのご予約について

おくやみコーナーとは・・・
区役所内の各種お手続きをご案内・お手伝いさせていただきます。
専用ブースで落ち着いて手続きができますのどうぞご利用ください。

【利用できる方】区内に住民登録があった故人のご遺族

【事前予約制】 ☎ 03-3647-9073（おくやみコーナー専用ダイヤル）

「おくやみコーナーの予約」とお伝えください。
受付時間　午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時まで
※土・日曜、祝日、12/29 ～ 1/3 を除く

※ご予約は、死亡届提出後、10 日程度経過した後に行ってください。
※江東区以外に死亡届を提出された場合は、戸籍や住民票の死亡記載に日数を要します。
※手続きによっては担当の窓口へのご案内もございます。

直近でのお手続きをご希望の方は【手続き書類サポート】
手続きに必要な書類を、すべて記載済みでお渡しするサービスです。
ご自身で各担当窓口にてお手続きしていただけます。ご利用の方は、
おくやみコーナー専用ダイヤルにお電話ください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なります。「各種手続き」の必要なもの欄をご確認の上、ご来庁ください。

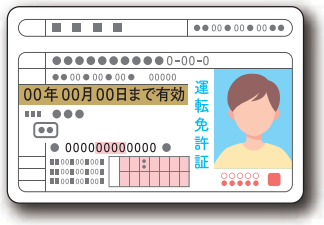
本人確認書類について

□ １点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成２４年４月１日以降に交付されたものに限る）、パスポート、在留カード（特定在留カードを含む）、特別永住者証明書（特定特別永住者証明書を含む）、身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）　等

□ ２点で本人確認できる書類

国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、生活保護受給証明書、各種年金手帳、学生証　等



※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

※代理の方が来庁される際には、委任状が必要になる場合があります。

MEMO

身近な人が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日	○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金等の手続き （47 ページ参照） ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	（51 ページ参照）
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 （52 ページ参照）
10ヶ月以内		○遺産分割協議 （51 ページ参照） ○預貯金等の名義変更	○相続税の申告・納付 （52 ページ参照）
1年以内	○一周忌	○遺留分の請求期限	

江東区で必要な手続きについては 8 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当課	参照ページ	☑
住民登録	マイナンバーカードを持っていた	• マイナンバーカードの返納	区民課 住民記録係	P.8	☐
	印鑑登録をしていた	• 印鑑登録証（カード）の破棄		P.9	☐
	世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる	• 世帯主変更届			☐
年金	国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる	• 遺族基礎年金の請求	区民課 年金係（江東年金事務所）	P.10	☐
	国民年金に加入していた	• 国民年金死亡一時金の請求			☐
	厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた	• 遺族厚生年金の請求	江東年金事務所	P.11	☐
	年金を受給していた	• 年金の受給権者死亡届 • 未支給年金の請求		P.12	☐
	夫であり結婚してから10年以上たっている	• 寡婦年金の請求	区民課 年金係（江東年金事務所）	P.12	☐
医療・国保	国民健康保険に加入していた	• 国民健康保険葬祭費の支給申請・国民健康保険資格確認書の返還	医療保険課 保険給付係	P.13	☐
		• 国民健康保険料の精算についての説明	医療保険課 保険料係		
		• 国民健康保険料の相続人代表者の指定	医療保険課 滞納整理係 保険料係	P.14	
	後期高齢者医療保険に加入していた	• 後期高齢者医療葬祭費の支給申請・後期高齢者医療資格確認書の返還	医療保険課 保険給付係		☐
		• 後期高齢者医療保険料の精算についての説明	医療保険課 保険料係	P.15	☐
		• 後期高齢者医療保険料の相続人代表者の指定	医療保険課 滞納整理係 保険料係		
	限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた	• 限度額適用認定証等の返還	医療保険課 保険給付係	P.16	☐
	特定疾病療養受療証を持っていた	• 特定疾病療養受療証の返還			☐
	マル都医療券（気管支ぜん息）を持っていた	• 大気汚染医療費助成マル都医療券の返還	江東区保健所 健康推進課 公害保健係	P.17	☐
	公害医療手帳を持っていた	• 公害医療手帳の返還			☐
	公害認定者であった	• 補償給付費の請求		P.18	☐
介護保険	介護保険被保険者証を持っていた	• 介護保険被保険者証の返還	介護保険課 資格保険料係	P.19	☐
	介護保険の負担割合証を持っていた	• 介護保険負担割合証の返還	介護保険課 資格保険料係 給付係		☐
	介護保険負担限度額認定証を持っていた	• 介護保険負担限度額認定証の返還		P.20	☐
	高額介護サービス費を支払っていた	• 高額介護サービス費の念書および口座振替依頼書の提出	介護保険課 給付係		☐
	おむつ購入費助成を受けていた	• おむつ購入費助成の振込口座の変更	介護保険課 在宅支援係	P.21	☐
子育て	ひとり親家庭等になる	• 児童扶養手当の申請 • ひとり親家庭等医療費助成の申請 • 児童育成手当の申請	こども家庭支援課 給付係	P.22 P.23	☐
	子どもが保育園に入所している	• 保育所等の手続き	保育支援課	P.23	☐
	子どもが学童に入所している	• 学童保育の手続き	地域教育課	P.24	☐

区分	該当事項	主な手続き	該当課	参照ページ	☑
子育て	児童手当を受給していた	• 児童手当の消滅・未支払請求の手続き • 児童手当の消滅・額改定（減額）の手続き	こども家庭支援課 給付係	P.25	□
	児童扶養手当を受給していた	• 児童扶養手当の資格喪失・未支払請求の手続き • 児童扶養手当の喪失・額改定（減額）の手続き		P.26	□
	特別児童扶養手当を受給していた	• 特別児童扶養手当の資格喪失・未支払請求の手続き • 特別児童扶養手当の資格喪失・額改定（減額）の手続き		P.27	□
	児童育成手当を受給していた	• 児童育成手当の資格喪失・未支払請求の手続き • 児童育成手当の消滅・額改定（減額）の手続き		P.28	□
	ひとり親家庭等医療費助成を受けていた	• ひとり親家庭等医療費助成の資格消滅の手続き • ひとり親家庭等医療費助成の消滅・減員の手続き		P.29	□
	小児慢性特定疾病医療受給者証を持っていた	• 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還	江東区保健所保健予防課 各保健相談所	P.30	□
	子ども医療費助成医療証を持っていた	• 子ども医療費助成医療証の返還	こども家庭支援課 給付係		□
障害福祉	身体障害者手帳を持っていた	• 身体障害者手帳の返還	障害者支援課 身体障害相談係	P.31	□
	愛の手帳（療育手帳）を持っていた	• 愛の手帳（療育手帳）の返還	障害者支援課 愛の手帳相談係		□
	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	• 精神障害者保健福祉手帳の返還	江東区保健所保健予防課 各保健相談所	P.32	□
	特別障害者手当を受給していた	• 特別障害者手当資格喪失届・未支払請求書	障害者支援課 障害者福祉係		□
	障害児福祉手当を受給していた	• 障害児福祉手当資格喪失届・未支払請求書		P.33	□
	重度心身障害者の医療費受給者証を持っていた	• 心身障害者医療費助成（マル障）受給者証の返還			□
	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	• 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還	障害者支援課 身体障害相談係 保健予防課 各保健相談所	P.34	□
	経過的福祉手当を受給していた	• 経過的福祉手当資格喪失届・未支払請求書	障害者支援課 障害者福祉係	P.35	□
	難病医療費助成の受給者証・マル都の医療券（人工透析・肝炎 等）を持っていた	•受給者証・医療券の返還	江東区保健所保健予防課 各保健相談所		□
	障害福祉サービスを受けていた	• 障害福祉サービス受給者証の返還	障害者支援課 身体障害相談係 愛の手帳相談係 在宅生活相談係 障害児支援係 相談支援担当	P.36	□

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当課	参照ページ	☑
障害福祉	重度身体障害者等救急通報システムを利用していた	• 重度身体障害者等救急通報システムの撤去	障害者支援課 障害者福祉係	P.37	□
	心身障害者（難病）福祉手当を受給していた	• 心身障害者（難病）福祉手当未支払請求書			□
	重度心身障害者手当を受給していた	• 重度心身障害者手当死亡届・未支払請求書		P.38	□
	障害者扶養共済制度に加入していた	• 障害者扶養共済制度の年金給付申請、弔慰金支給請求等			□
税金	区民税が課されていた	• 相続人代表者指定届の提出	課税課	P.39	□
	住民税や軽自動車税に未納がある	• 納税義務の承継	納税課		□
その他	原付バイクを持っていた	• 原動機付自転車・ミニカーの名義変更・廃車手続き	課税課 税務係	P.40	□
	小型特殊自動車を持っていた	• 小型特殊自動車の名義変更・廃車手続き	課税課 税務係		□
	犬を飼っていた	• 犬の登録事項変更の届出	江東区保健所 生活衛生課 生活衛生係	P.41	□
	住んでいた家が空き家になる	• 被相続人居住用家屋等確認申請	建築調整課 建築調整係		□
	高齢者救急通報システムを利用していた	• 高齢者救急通報システムの撤去	長寿応援課 シニア活躍支援係	P.42	□
	固定電話に設置する録音機を利用していた	• 固定電話に設置する録音機の返却	危機管理課		□
	区民交通傷害保険の加入者であった	• 区民交通傷害保険の脱退手続き	地域振興課 地域振興係	P.43	□
	災害が原因で亡くなられた	• 江東区災害弔慰金支給	危機管理課		□
	団体のボランティア活動に参加しており、活動中に亡くなられた	• 江東区ボランティア活動災害補償制度		P.44	□
	災害時に応急業務に従事していた	• 消防団員等公務災害補償			□
	区営住宅に入居していた	• 区営住宅の返還等	住宅課 住宅管理係	P.45	□
	都営住宅に入居していた	• 都営住宅の返還等	JKK 東京お客さまセンター		□

マイナンバーカードを持っていた

手続き　マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期　限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ マイナンバーカード **遺族のもの** □ 本人確認書類	区民課 住民記録係 （江東区役所2階3番窓口） ☎ 03-3647-3162（直通） FAX 03-3647-9206

MEMO

1. 住民登録に関する手続き

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の破棄

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 印鑑登録証	区民課 住民記録係 （江東区役所2階3番窓口） ☎ 03-3647-3162（直通） FAX 03-3647-9206

世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期　限
世帯主の方が亡くなられた後、15歳以上の世帯員が2人以上いらっしゃる場合には、世帯主変更が必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	同一世帯の方
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類	区民課 住民記録係 （江東区役所2階3番窓口） ☎ 03-3647-3162（直通） FAX 03-3647-9206

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる

手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期　限
遺族基礎年金は、国民年金被保険者の方が亡くなられた場合、その方によって生計維持されていた子どもを持つ配偶者や、お子さんのうち、所定の支給条件を満たす方が受け取れます。	支給事由が生じた日の翌日から5年 **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの 遺族基礎年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください **遺族のもの** 遺族基礎年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください	江東年金事務所 （江東区亀戸 5-16-9） ☎ 03-3683-1231 区民課 年金係 ☎ 03-3647-1131（直通） FAX 03-3647-9415

国民年金に加入していた

手続き 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が死亡日の前日までに 3 年以上国民年金被保険者であるとき、遺族が受け取ることができます。なお、亡くなられた方が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	死亡日の翌日から2年 **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの 国民年金死亡一時金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください **遺族のもの** 国民年金死亡一時金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください	江東年金事務所 （江東区亀戸 5-16-9） ☎ 03-3683-1231 区民課 年金係 ☎ 03-3647-1131（直通） FAX 03-3647-9415

2. 年金に関する手続き

厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた

手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期　限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。	支給事由が生じた日の翌日から5年 **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの 遺族厚生年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください **遺族のもの** 遺族厚生年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください	江東年金事務所 （江東区亀戸 5-16-9） ☎ 03-3683-1231

年金を受給していた

手続き① 年金の受給権者死亡届

手続き詳細	期　限
年金を受給している方が亡くなられた場合、年金の受給権者死亡届を年金事務所に提出する必要があります。ただし、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、提出を省略できます。	ー **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 死亡の事実を明らかにできる書類 □ 年金証書 **遺族のもの** □ 本人確認書類	江東年金事務所 （江東区亀戸 5-16-9） ☎ 03-3683-1231

手続き② 未支給年金の請求

手続き詳細	期　限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。	受給権者の年金の支払日の翌月の初日から5年以内 **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの 未支給年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください **遺族のもの** 未支給年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください	江東年金事務所 （江東区亀戸 5-16-9） ☎ 03-3683-1231

夫であり結婚してから10年以上たっている

手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期　限
寡婦年金は、10 年以上の期間にわたり国民年金被保険者であった夫が亡くなられたときに、10 年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が 60 歳から 65 歳までの間、受けることができるものです。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	死亡の翌日から5年以内 **手続き可能な人** 継続した婚姻期間が10年以上ある妻
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの 寡婦年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください **遺族のもの** 寡婦年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください	江東年金事務所 （江東区亀戸 5-16-9） ☎ 03-3683-1231 区民課 年金係 ☎ 03-3647-1131（直通） FAX 03-3647-9415

3. 医療・国保に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請・国民健康保険資格確認書の返還

手続き詳細	期　限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。詳細は江東区 HP をご覧ください。 https://www.city.koto.lg.jp/250104/fukushi/kokumin/kyufu/5169.html	葬祭を行った日の翌日から2年以内 **手続き可能な人** 葬祭執行者（喪主）
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 国民健康保険資格確認書（返還） **遺族のもの** □ 本人確認書類 □ 葬儀を行ったことが確認できる領収書等 □ 振込口座がわかるもの	医療保険課 保険給付係 （江東区役所2階6番窓口） ☎ 03-3647-3168（直通） FAX 03-3647-8443

手続き② 国民健康保険料の精算についての説明

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、精算についての説明がございます。	亡くなられた後すみやかに **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
	医療保険課 保険料係 （江東区役所2階8番窓口） ☎ 03-3647-3169（直通） FAX 03-3647-8443

手続き③ 国民健康保険料の相続人代表者の指定

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、届出が必要です。 ※相続人が相続放棄をされた場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。 相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。	亡くなられた後すみやかに **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類	医療保険課 滞納整理係 （江東区役所2階8番窓口） ☎ 03-3647-9278（直通） FAX 03-3647-8443 医療保険課 保険料係 （江東区役所2階8番窓口） ☎ 03-3647-3169（直通） FAX 03-3647-8443

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 後期高齢者医療葬祭費の支給申請・後期高齢者医療資格確認書の返還

手続き詳細	期　限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。詳細は江東区 HP をご覧ください。 https://www.city.koto.lg.jp/250104/fukushi/kokikoresha/kyufu/214.html	葬祭を行った日の翌日から2年以内 **手続き可能な人** 葬祭執行者（喪主）
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 後期高齢者医療資格確認書（返還） **遺族のもの** □ 本人確認書類 □ 葬儀を行ったことが確認できる領収書等 □ 振込口座がわかるもの	医療保険課 保険給付係 （江東区役所2階6番窓口） ☎ 03-3647-3168（直通） FAX 03-3647-8443

3. 医療・国保に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き② 後期高齢者医療保険料の精算についての説明

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が後期高齢者医療保険に加入していた場合、精算についての説明がございます。	亡くなられた後すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
	医療保険課 保険料係 （江東区役所2階8番窓口） ☎ 03-3647-3169（直通） FAX 03-3647-8443

手続き③ 後期高齢者医療保険料の相続人代表者の指定

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が後期高齢者医療保険に加入していた場合、届出が必要です。 ※相続人が相続放棄をされた場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。 相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。	亡くなられた後すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類	医療保険課 滞納整理係 （江東区役所2階8番窓口） ☎ 03-3647-9278（直通） FAX 03-3647-8443 医療保険課 保険料係 （江東区役所2階8番窓口） ☎ 03-3647-3169（直通） FAX 03-3647-8443

限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた

手続き　限度額適用認定証等の返還

手続き詳細	期　限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証をご返還ください。	期限の定めはないがすみやかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 限度額適用認定証 □ 標準負担額減額認定証	医療保険課 保険給付係 （江東区役所2階6番窓口） ☎ 03-3647-3168（直通） FAX 03-3647-8443

特定疾病療養受療証を持っていた

手続き　特定疾病療養受療証の返還

手続き詳細	期　限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証をご返還ください。	期限の定めはないがすみやかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 特定疾病療養受療証	医療保険課 保険給付係 （江東区役所2階6番窓口） ☎ 03-3647-3168（直通） FAX 03-3647-8443

3. 医療・国保に関する手続き

マル都医療券（気管支ぜん息）を持っていた

手続き 大気汚染医療費助成マル都医療券の返還

手続き詳細	期　限
マル都医療券（気管支ぜん息）をお持ちの被認定者が亡くなられた場合、保健所の窓口または郵送によりマル都医療券を返還していただく必要があります。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ マル都医療券（気管支ぜん息）	江東区保健所 健康推進課 公害保健係 （江東区東陽 2-1-1） ☎ 03-3647-9564 FAX 03-3615-7171

公害医療手帳を持っていた

手続き 公害医療手帳の返還

手続き詳細	期　限
公害医療手帳をお持ちの公害被認定者が亡くなられた場合、保健所の窓口または郵送により公害医療手帳を返還していただく必要があります。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 公害医療手帳	江東区保健所 健康推進課 公害保健係 （江東区東陽 2-1-1） ☎ 03-3647-9564 FAX 03-3615-7171

公害認定者であった

手続き 補償給付費の請求

手続き詳細	期　限
公害認定者が亡くなられた場合、認定疾病が起因で死亡したことが認められますと、遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料の補償給付費が請求により支給されます。補償給付費は請求できる条件が決まっており、請求内容によって提出書類が異なるため、保健所健康推進課までご連絡をお願いいたします。	死亡日から2年 **手続き可能な人** ご遺族および葬儀を執り行った方
必要なもの	**問い合わせ先**
	江東区保健所 健康推進課 公害保健係 （江東区東陽 2-1-1） ☎ 03-3647-9564 FAX 03-3615-7171

MEMO

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について、区役所または豊洲特別出張所・各出張所の窓口で返還していただく必要があります。	すみやかに **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 介護保険被保険者証	介護保険課 資格保険料係 （江東区役所3階5番窓口） ☎ 03-3647-9493（直通） FAX 03-3647-9466

介護保険の負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の介護保険負担割合証について、区役所または豊洲特別出張所・各出張所の窓口で返還していただく必要があります。	すみやかに **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 介護保険負担割合証	介護保険課 資格保険料係 （江東区役所3階5番窓口） ☎ 03-3647-9493（直通） 介護保険課 給付係 （江東区役所3階2番窓口） ☎ 03-3647-9498（直通） FAX 03-3647-9466

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き　介護保険負担限度額認定証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証について、区役所または豊洲特別出張所・各出張所の窓口で返還していただく必要があります。	すみやかに **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 介護保険負担限度額認定証	介護保険課 資格保険料係 （江東区役所3階5番窓口） ☎ 03-3647-9493（直通） 介護保険課 給付係 （江東区役所3階2番窓口） ☎ 03-3647-9498（直通） FAX 03-3647-9466

高額介護サービス費を支払っていた

手続き　高額介護サービス費の念書および口座振替依頼書の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の高額介護サービス費について、亡くなられた後も振込が発生する可能性があります。 振込先をご遺族（相続人）の口座に変更する必要があります。	すみやかに **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 相続される方の口座情報がわかるもの （相続人が法定相続人でない場合のみ） □ 相続人であることがわかる根拠資料	介護保険課 給付係 （江東区役所3階2番窓口） ☎ 03-3647-9498（直通） FAX 03-3647-9466

4. 介護保険に関する手続き

おむつ購入費助成を受けていた

手続き おむつ購入費助成の振込口座の変更

手続き詳細	期　限
亡くなられた方のおむつ購入費助成振込口座をご遺族の口座へ変更いたします。 詳細は江東区 HP をご覧ください。 ※関連書類をお持ちください https://www.city.koto.lg.jp/212106/fukushi/koresha/service/jisshi/6590.html	すみやかに **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 本人確認書類 **遺族のもの** □ 窓口にお越しの方の本人確認書類 □ 変更先口座の通帳等（口座情報のわかるもの）	介護保険課 在宅支援係 （江東区役所3階4番窓口） ☎ 03-3647-4319（直通） FAX 03-3647-9466

MEMO

ひとり親家庭等になる

手続き① 児童扶養手当の申請

手続き詳細	期　限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満 18 歳の年度末まで（中度以上の障害を有する児童は 20 歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。手当には所得制限があります。また、遺族年金等の受給がある場合は、手当が停止となる場合があります。	期限の定めはありませんが、申請日の属する月の翌月から手当が発生します。 お早めにご相談ください。
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類 □ マイナンバー確認書類 □ 年金を受給できる場合は、年金支給額がわかるもの（後日でも可） □ 口座番号確認書類	こども家庭支援課 給付係 （江東区役所3階14番窓口） ☎ 03-3647-4754（直通） FAX 03-3647-9196

手続き② ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期　限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満 18 歳の年度末まで（中度以上の障害を有する児童は 20 歳未満）の場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができます。所得が一定の額未満の方について、診療の自己負担分を助成します。	期限の定めはありませんが、申請日から資格が発生します。 お早めにご相談ください。
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類 □ マイナンバー確認書類 □ 資格情報のお知らせや資格確認書等医療保険の資格情報を確認できるもの（申請者とお子様双方のもの）	こども家庭支援課 給付係 （江東区役所3階14番窓口） ☎ 03-3647-4754（直通） FAX 03-3647-9196

5. 子育てに関する手続き

ひとり親家庭等になる

手続き③ 児童育成手当の申請

手続き詳細	期　限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満 18 歳の年度末までの場合、児童育成手当を申請することができます。所得制限があります。	期限の定めはありませんが、申請日の属する月の翌月から手当が発生します。 お早めにご相談ください。
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類	こども家庭支援課 給付係 （江東区役所 3 階 14 番窓口） ☎ 03-3647-4754（直通） FAX 03-3647-9196

子どもが保育園に入所している

手続き 保育所等の手続き

手続き詳細	期　限
保育所・保育園に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ 認定変更申請書兼届出事項変更届 ☐ ひとり親世帯申立書 ☐ 戸籍謄本等の写し	保育支援課 保育園ナビゲーター ☎ 03-3647-9809（直通） FAX 03-3647-9290

子どもが学童に入所している

手続き 学童保育の手続き

手続き詳細	期　限
学童保育に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類	地域教育課 ☎ 03-3647-9308（直通） FAX 03-3647-9274

MEMO

5. 子育てに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き① 児童手当の消滅・未支払請求の手続き

手続き詳細	期　限
児童手当を受給していた方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未支払い手当がある場合は未支払請求を行ってください。今後お子様の養育をされる方が決まっている場合は、別途児童手当の申請を行ってください。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は職場での申請となります。	死亡から14日以内 **手続き可能な人** 今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類 □ マイナンバー確認書類 □ 手当の対象児童名義の口座がわかるもの □ 新しい受給者の方の加入健康保険が確認できるもの	こども家庭支援課 給付係 （江東区役所3階14番窓口） ☎ 03-3647-4754（直通） FAX 03-3647-9196

手続き② 児童手当の消滅・額改定（減額）の手続き

手続き詳細	期　限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から14日以内 **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類	こども家庭支援課 給付係 （江東区役所3階14番窓口） ☎ 03-3647-4754（直通） FAX 03-3647-9196

児童扶養手当を受給していた

手続き① 児童扶養手当の資格喪失・未支払請求の手続き

手続き詳細	期　限
児童扶養手当を受給していた方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未支払いの手当がある場合は未支払請求を行ってください。今後お子様の養育をされる方が決まっている場合は、別途児童扶養手当の申請を行ってください。また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育事実の申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	死亡から14日以内 **手続き可能な人** 今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類 □ マイナンバー確認書類 □ 手当の対象児童名義の口座がわかるもの	こども家庭支援課 給付係 （江東区役所3階14番窓口） ☎ 03-3647-4754（直通） FAX 03-3647-9196

手続き② 児童扶養手当の喪失・額改定（減額）の手続き

手続き詳細	期　限
児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、喪失届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から14日以内 **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類 □ マイナンバー確認書類	こども家庭支援課 給付係 （江東区役所3階14番窓口） ☎ 03-3647-4754（直通） FAX 03-3647-9196

特別児童扶養手当を受給していた

手続き① 特別児童扶養手当の資格喪失・未支払請求の手続き

手続き詳細	期　限
特別児童扶養手当を受給していた方が亡くなられた場合、受給資格が喪失となります。今後児童を養育する方による受給者変更が必要となり、未支払い分の手当があれば請求できます。	死亡から14日以内 **手続き可能な人** 今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類 □ マイナンバー確認書類 □ 手当の対象児童名義の口座がわかるもの	こども家庭支援課 給付係 （江東区役所3階14番窓口） ☎ 03-3647-4754（直通） FAX 03-3647-9196

手続き② 特別児童扶養手当の資格喪失・額改定（減額）の手続き

手続き詳細	期　限
特別児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、資格喪失届を提出してください。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	死亡から14日以内 **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類	こども家庭支援課 給付係 （江東区役所3階14番窓口） ☎ 03-3647-4754（直通） FAX 03-3647-9196

児童育成手当を受給していた

手続き① 児童育成手当の資格喪失・未支払請求の手続き

手続き詳細	期　限
児童育成手当を受給していた方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未支払い手当がある場合は未支払請求を行ってください。今後お子様の養育をされる方が決まっている場合は、別途児童育成手当の申請を行ってください。また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育事実の申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	死亡から14日以内 **手続き可能な人** 今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類 □ マイナンバー確認書類 □ 手当の対象児童名義の口座がわかるもの	こども家庭支援課 給付係 （江東区役所3階14番窓口） ☎ 03-3647-4754（直通） FAX 03-3647-9196

手続き② 児童育成手当の消滅・額改定（減額）の手続き

手続き詳細	期　限
児童育成手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童育成手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から14日以内 **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類	こども家庭支援課 給付係 （江東区役所3階14番窓口） ☎ 03-3647-4754（直通） FAX 03-3647-9196

5. 子育てに関する手続き

ひとり親家庭等医療費助成を受けていた

手続き① ひとり親家庭等医療費助成の資格消滅の手続き

手続き詳細	期　限
ひとり親家庭等医療費助成を受けていた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。今後お子様の養育をされる方が決まっている場合は、別途ひとり親家庭等医療費助成の申請を行ってください。また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育事実の申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	死亡から14日以内 **手続き可能な人** 今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ ひとり親家庭等医療費助成医療証 **遺族のもの** □ 本人確認書類	こども家庭支援課 給付係 （江東区役所3階14番窓口） ☎ 03-3647-4754（直通） FAX 03-3647-9196

手続き② ひとり親家庭等医療費助成の消滅・減員の手続き

手続き詳細	期　限
ひとり親家庭等医療費助成の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかにひとり親家庭等医療費助成の対象児童がいる場合は、額改定届（減員）の提出となります。	死亡から14日以内 **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類 □ ひとり親家庭等医療費助成医療証	こども家庭支援課 給付係 （江東区役所3階14番窓口） ☎ 03-3647-4754（直通） FAX 03-3647-9196

小児慢性特定疾病医療受給者証を持っていた

手続き　小児慢性特定疾病医療受給者証の返還

手続き詳細	期　限
受給権者が亡くなられた場合、小児慢性特定疾病医療受給者証の返還が必要となります。	すみやかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 小児慢性特定疾病医療受給者証	江東区保健所保健予防課 （江東区東陽 2-1-1） ☎ 03-3647-5906 FAX 03-3615-7171 各保健相談所 城東保健相談所： ☎ 03-3637-6521 FAX 03-3637-6651 深川保健相談所： ☎ 03-3641-1181 FAX 03-3641-5557 深川南部保健相談所： ☎ 03-5632-2291 FAX 03-5632-2295 城東南部保健相談所： ☎ 03-5606-5001 FAX 03-5606-5006

子ども医療費助成医療証を持っていた

手続き　子ども医療費助成医療証の返還

手続き詳細	期　限
子ども医療費助成医療証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の資格は死亡日をもって喪失となりますので、医療証を返還してください。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 子ども医療費助成医療証 **遺族のもの** □ 本人確認書類	こども家庭支援課 給付係 （江東区役所3階14番窓口） ☎ 03-3647-4754（直通） FAX 03-3647-9196

6. 障害福祉に関する手続き

身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返還

手続き詳細	期　限
身体障害者手帳をお持ちの方については、手帳の返還が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 身体障害者手帳	障害者支援課 身体障害相談係 （江東区役所防災センター 2 階 14 番窓口） ☎ 03-3647-4953（深川地区）（直通） ☎ 03-3647-4958（城東地区）（直通） FAX 03-3647-4910（共通）

愛の手帳（療育手帳）を持っていた

手続き 愛の手帳（療育手帳）の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の愛の手帳（療育手帳）について、区役所の窓口で返還していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 愛の手帳（療育手帳）	障害者支援課 愛の手帳相談係 （江東区役所防災センター 2 階 13 番窓口） ☎ 03-3647-4954（直通） FAX 03-3647-4910

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き　精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳について、返還していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 精神障害者保健福祉手帳	江東区保健所保健予防課 （江東区東陽 2-1-1） ☎ 03-3647-5906　FAX 03-3615-7171 各保健相談所 城東保健相談所： ☎ 03-3637-6521　FAX 03-3637-6651 深川保健相談所： ☎ 03-3641-1181　FAX03-3641-5557 深川南部保健相談所： ☎ 03-5632-2291　FAX 03-5632-2295 城東南部保健相談所： ☎ 03-5606-5001　FAX 03-5606-5006

特別障害者手当を受給していた

手続き　特別障害者手当資格喪失届・未支払請求書

手続き詳細	期　限
特別障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、喪失届を出していただく手続きです。未支払いの手当がある場合は、同居親族の方が受け取ることができます。	資格喪失届は、死亡日から14日以内。 未支払請求は、死亡日から２年以内。
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 印鑑（未支払請求の場合） □ 口座番号確認書類（未支払請求の場合）	障害者支援課 障害者福祉係 （江東区役所防災センター２階 11 番窓口） ☎ 03-3647-4952（直通） FAX 03-3647-4910

6. 障害福祉に関する手続き

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届・未支払請求書

手続き詳細	期　限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、喪失届を出していただく手続きです。未支払いの手当がある場合は、同居親族の方が受け取ることができます。	資格喪失届は、死亡日から14日以内。 未支払請求は、死亡日から2年以内。
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 印鑑（未支払請求の場合） □ 口座番号確認書類（未支払請求の場合）	障害者支援課 障害者福祉係 （江東区役所防災センター2階11番窓口） ☎ 03-3647-4952（直通） FAX 03-3647-4910

重度心身障害者の医療費受給者証を持っていた

手続き 心身障害者医療費助成（マル障）受給者証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が心身障害者医療費助成（マル障）を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	未支払請求の場合、診療日から2年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 心身障害者医療費助成（マル障）受給者証 □ 医療費領収書原本（未支払請求の場合） **遺族のもの** □ 印鑑（未支払請求の場合） □ 口座番号確認書類（未支払請求の場合） □ 戸籍謄本の写し（未支払請求の場合） □ 委任状（未支払請求の場合、様式は窓口にあり） □ 未支払請求書（未支払請求の場合、様式は窓口にあり）	障害者支援課 障害者福祉係 （江東区役所防災センター2階11番窓口） ☎ 03-3647-4952（直通） FAX 03-3647-4910

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き　自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 自立支援医療受給者証	【更生医療】 障害者支援課 身体障害相談係 （江東区役所防災センター2階14番窓口） ☎ 03-3647-4953 （深川地区）（直通）， ☎ 03-3647-4958 （城東地区）（直通） FAX 03-3647-4910（共通） 【精神通院医療・育成医療】 各保健相談所 保健予防課： ☎ 03-3647-5906 FAX 03-3615-7171 城東保健相談所： ☎ 03-3637-6521 FAX 03-3637-6651 深川保健相談所： ☎ 03-3641-1181 FAX 03-3641-5557 深川南部保健相談所： ☎ 03-5632-2291 FAX 03-5632-2295 城東南部保健相談所： ☎ 03-5606-5001 FAX 03-5606-5006

6. 障害福祉に関する手続き

経過的福祉手当を受給していた

手続き 経過的福祉手当資格喪失届・未支払請求書

手続き詳細	期　限
経過的福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、喪失届を出していただく手続きです。未支払いの手当がある場合は、同居親族の方が受け取ることができます。	資格喪失届は、死亡日から14日以内。 未支払請求は、死亡日から2年以内。
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの （未支払請求の場合） □ 印鑑 □ 口座番号確認書類	障害者支援課 障害者福祉係 （江東区役所防災センター2 階 11 番窓口） ☎ 03-3647-4952（直通） FAX 03-3647-4910

難病医療費助成の受給者証・マル都の医療券（人工透析・肝炎 等）を持っていた

手続き 受給者証・医療券の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の難病医療費助成の受給者証・マル都の医療券（人工透析・肝炎 等）について、返還していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 難病医療費助成の受給者証 □ マル都の医療券（人工透析・肝炎 等）	江東区保健所保健予防課 （江東区東陽 2-1-1） ☎ 03-3647-5906　FAX 03-3615-7171 各保健相談所 城東保健相談所： ☎ 03-3637-6521　FAX 03-3637-6651 深川保健相談所： ☎ 03-3641-1181　FAX03-3641-5557 深川南部保健相談所： ☎ 03-5632-2291　FAX 03-5632-2295 城東南部保健相談所： ☎ 03-5606-5001　FAX 03-5606-5006

障害福祉サービスを受けていた

手続き　障害福祉サービス受給者証の返還

手続き詳細	期　限
障害福祉サービスを受けていた方については、受給者証の返還が必要です。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 障害福祉サービス受給者証	障害者支援課 身体障害相談係 （江東区役所防災センター 2 階 14 番窓口） ☎ 03-3647-4953 （深川地区）（直通）， ☎ 03-3647-4958 （城東地区）（直通） 障害者支援課 愛の手帳相談係 （江東区役所防災センター 2 階 13 番窓口） ☎ 03-3647-4954（直通） 障害者支援課 在宅生活相談係 （江東区役所防災センター 2 階 12 番窓口） ☎ 03-3647-4308（直通） 障害者支援課 障害児支援係 （江東区役所防災センター 2 階 12 番窓口） ☎ 03-3647-7559（直通） 障害者支援課 相談支援担当 （江東区役所防災センター 2 階 12 番窓口） ☎ 03-3647-2754（直通） FAX 03-3647-4910（共通）

6. 障害福祉に関する手続き

重度身体障害者等救急通報システムを利用していた

手続き 重度身体障害者等救急通報システムの撤去

手続き詳細	期　限
重度身体障害者等救急通報システムのご利用者が亡くなられた場合、救急通報装置を撤去する必要があるため、その際の立ち会い者についてお申し出ください。救急通報装置は貸与品のため、専門の業者が撤去に伺います。	すみやかに **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
	障害者支援課 障害者福祉係 （江東区役所防災センター 2 階 11 番窓口） ☎ 03-3647-4952（直通） FAX 03-3647-4910

心身障害者（難病）福祉手当を受給していた

手続き 心身障害者（難病）福祉手当未支払請求書

手続き詳細	期　限
心身障害者（難病）福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、未支払いの手当がある場合は、同一住所の親族の方が受け取ることができます。	死亡日から5年以内 **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 印鑑 □ 口座番号確認書類	障害者支援課 障害者福祉係 （江東区役所防災センター 2 階 11 番窓口） ☎ 03-3647-4952（直通） FAX 03-3647-4910

重度心身障害者手当を受給していた

手続き　重度心身障害者手当死亡届・未支払請求書

手続き詳細	期　限
重度心身障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未支払いの手当がある場合は、一部の代行者の方が受け取ることができますのでご相談ください。	死亡届は、すみやかに。 未支払請求は、死亡日から5年以内。
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 印鑑（未支払請求の場合） □ 口座番号確認書類（未支払請求の場合）	障害者支援課 障害者福祉係 （江東区役所防災センター2階11番窓口） ☎ 03-3647-4952（直通） FAX 03-3647-4910

障害者扶養共済制度に加入していた

手続き　障害者扶養共済制度の年金給付申請、弔慰金支給請求等

手続き詳細	期　限
加入者（扶養義務者）または対象の障害者が亡くなられた場合、年金給付等について手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの お問い合わせください **遺族のもの** お問い合わせください	障害者支援課 障害者福祉係 （江東区役所防災センター2階11番窓口） ☎ 03-3647-4952（直通） FAX 03-3647-4910

7. 税金に関する手続き

区民税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
住民税（特別区民税・都民税・森林環境税）は前年の所得に対し１月１日の居住地で課税がされます。１月２日以降に亡くなられた方も一定の所得があった場合は課税され、相続人が納税義務を承継します。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。	すみやかに **手続き可能な人** 相続人代表者となる方
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類 ※相続人代表者となる方が来庁できない場合はお問い合わせください。	課税課（深川地区・城東地区） （江東区役所５階３番窓口） ☎ 03-3647-8002 （深川地区）（直通） ☎ 03-3647-8004 （城東地区）（直通） FAX 03-3647-4822

住民税や軽自動車税に未納がある

手続き 納税義務の承継

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が住民税や軽自動車税に未納がある場合は、納税義務が相続人に承継されます。相続人が相続を放棄する場合は、納税義務が承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要となります。相続放棄された方が複数人いる場合には、すべての方の提出が必要です。相続されるのか、相続を放棄するのかに関わらず、納税課までご相談ください。	概ね３ヶ月 **手続き可能な人** 法定相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類	納税課 （江東区役所５階７番窓口） ☎ 03-3647-4153（直通） FAX 03-3647-8646

8. その他に関する手続き

原付バイクを持っていた

手続き 原動機付自転車・ミニカーの名義変更・廃車手続き

手続き詳細	期　限
原動機付自転車（～125cc）・ミニカーの所有者が亡くなられた場合、名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	法定相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 標識交付証明書 □ ナンバープレート **遺族のもの** □ 本人確認書類	課税課 税務係 （江東区役所 5 階 6 番窓口） ☎ 03-3647-8093（直通） FAX 03-3647-4822

小型特殊自動車を持っていた

手続き 小型特殊自動車の名義変更・廃車手続き

手続き詳細	期　限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	法定相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 標識交付証明書 □ ナンバープレート **遺族のもの** □ 本人確認書類	課税課 税務係 （江東区役所 5 階 6 番窓口） ☎ 03-3647-8093（直通） FAX 03-3647-4822

8. その他に関する手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録事項変更の届出

手続き詳細	期　限
江東区に登録している犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。 詳細は江東区 HP をご覧ください。 https://www.city.koto.lg.jp/260401/kurashi/dobutsu/petto/reiwa3nenndo.html	所有者の変更があってから30日以内
	手続き可能な人
	新しい飼い主
必要なもの	**問い合わせ先**
	江東区保健所 生活衛生課 生活衛生係 （江東区東陽 2-1-1） ☎ 03-3647-5844（直通） FAX 03-3615-7171

住んでいた家が空き家になる

手続き 被相続人居住用家屋等確認申請

手続き詳細	期　限
亡くなられた方がお一人で居住されていた場合、被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例、空き家の 3000 万控除の対象となる場合があります。特別控除を受ける際は、江東区へ被相続人居住用家屋等確認書の申請手続きが必要です。 詳細は江東区 HP「空き家の発生を抑制するための特例措置ついて（空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除）」をご覧ください。 https://www.city.koto.lg.jp/395107/kurashi/sumai/akiya3000manenkoujo.html	相続日から起算して３年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合に対象
	手続き可能な人
	ご遺族（相続人）
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの 江東区 HP をご確認ください	建築調整課 建築調整係 （江東区役所５階 29 番窓口） ☎ 03-3647-9754（直通） FAX：03-3647-5513

高齢者救急通報システムを利用していた

手続き　高齢者救急通報システムの撤去

手続き詳細	期　限
高齢者救急通報システムの利用者が亡くなられた場合、救急通報装置を撤去する必要があるため、その際の立ち会い者についてお申し出ください。救急通報装置は貸与品のため、専門の業者が撤去に伺います。	すみやかに **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
	長寿応援課 シニア活躍支援係 （江東区役所3階8番窓口） ☎ 03-3647-9468（直通） FAX 03-3647-9247

固定電話に設置する録音機を利用していた

手続き　固定電話に設置する録音機の返却

手続き詳細	期　限
警察署から貸与を受けた自動通話録音機の返却が必要です。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 自動通話録音機	危機管理課 （江東区防災センター4階） ☎ 03-3647-9382（直通） FAX 03-3647-9651

8. その他に関する手続き

区民交通傷害保険の加入者であった

手続き 区民交通傷害保険の脱退手続き

手続き詳細	期　限
区民交通傷害保険の加入者が亡くなられた場合、相続人からの申し出により脱退を受け付けます。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 区民交通傷害保険加入者証明（控）	地域振興課 地域振興係 （江東区役所4階26番窓口） ☎ 03-3647-4962（直通） FAX 03-3647-8441

災害が原因で亡くなられた

手続き 江東区災害弔慰金支給

手続き詳細	期　限
災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金が支給されます。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
	危機管理課 （江東区防災センター4階） ☎ 03-3647-9382（直通） FAX 03-3647-9651

団体のボランティア活動に参加しており、活動中に亡くなられた

手続き 江東区ボランティア活動災害補償制度

手続き詳細	期　限
団体のボランティア活動中に亡くなられた場合、補償制度が受けられることがあります。	概ね３ヶ月
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
	危機管理課 （江東区防災センター４階） ☎ 03-3647-9382（直通） FAX 03-3647-9651

災害時に応急業務に従事していた

手続き 消防団員等公務災害補償

手続き詳細	期　限
災害時に応急業務に従事し、亡くなられた場合、補償が受けられることがあります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
	危機管理課 （江東区防災センター４階） ☎ 03-3647-9382（直通） FAX 03-3647-9651

8. その他に関する手続き

区営住宅に入居していた

手続き 区営住宅の返還等

手続き詳細	期　限
区営住宅に入居していた方が亡くなられた場合、住宅返還又は使用承継許可申請等の手続きが必要です。 ※状況により必要なもの・手続きが異なります。 事前にお問い合わせください。	すみやかに **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの お問い合わせください **遺族のもの** お問い合わせください	住宅課 住宅管理係 （江東区役所5階2番窓口） ☎ 03-3647-9464（直通） FAX 03-3647-9268

都営住宅に入居していた

手続き 都営住宅の返還等

手続き詳細	期　限
都営住宅に入居していた方が亡くなられた場合、住宅返還又は使用承継許可申請等の手続きが必要です。 ※状況により必要なもの・手続きが異なります。 事前に「JKK 東京お客様センター」へお問い合わせください。	すみやかに **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの お問い合わせください **遺族のもの** お問い合わせください	JKK 東京お客さまセンター ☎ 0570-03-0071

改葬の手続きについて

※改葬とは、埋葬（納骨）してあるお骨を、別の墓地に移すことを言います。

1 改葬先の受入証明を取得

改葬先の墓地、納骨堂を使用できる証明書を発行してもらいます。
（例：墓地使用許可証、受入証明書等）

2 埋葬証明を取得

現在、埋葬・納骨している墓地・納骨堂の管理者の証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の交付申請

改葬する際には、改葬許可証が必要になります。

▼必要書類
改葬許可証交付申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出先
改葬許可証の交付申請先は、現在、お骨を埋葬（納骨）している墓地がある市区町村が窓口になります。

4 納骨

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

改葬許可証交付申請に関する担当課・問い合わせ先

区民課戸籍係
☎ 03-3647-3163
FAX 03-3647-9244

※改葬前の墓地がある市区町村にお問い合わせください。

MEMO

少し落ち着いてから行う区役所外での手続きチェックリスト

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	□	返納手続き	警察署
パスポート	□	返納手続き	東京都パスポート 電話案内センター ☎ 03-5908-0400
クレジットカード	□	解約	各契約会社 等
ケーブルテレビ	□	名義変更・解約	
預貯金口座等	□	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険等	□	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険等	□	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 または代理店
株式・国債等	□	名義変更	各証券会社・金融機関等
固定電話・携帯電話	□	契約継承・解約	各契約会社 等
インターネット	□	名義変更・解約	
NHK 受信料	□	名義変更、解約	フリーダイヤル ☎ 0120-15-1515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
水道	□	水道の閉栓・名義変更、 振替口座の変更	水道局お客さまセンター（23区） ☎ 0570-091-100 ☎ 03-5326-1101
電気・ガス料金等	□	名義変更・解約	領収書に記載されている 会社および営業所

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
国税関係	□	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	江東西税務署 ☎ 03-3633-6211 江東東税務署 ☎ 03-3685-6311
固定資産税	□	納税通知書の送付先変更等	江東都税事務所 （江東区大島 3-1-3） ☎ 03-3637-7121
不動産登記関係	□	土地・家屋等の所有者移転（相続）登記等	東京法務局墨田出張所 ☎ 03-3631-1408
都営住宅	□	住宅返還、世帯員変更等	JKK 東京お客さまセンター ☎ 0570-03-0071
普通自動車（660cc超） 二輪車（125cc超）	□	名義変更（相続）・廃車等	足立自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2031
軽自動車 (660cc 以下)	□	名義変更（相続）・廃車等	軽自動車検査協会 足立支所 ☎ 050-3816-3102
恩給を受給していた方	□	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400

※手続きに必要な書類の中には、区役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただいてから、区役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

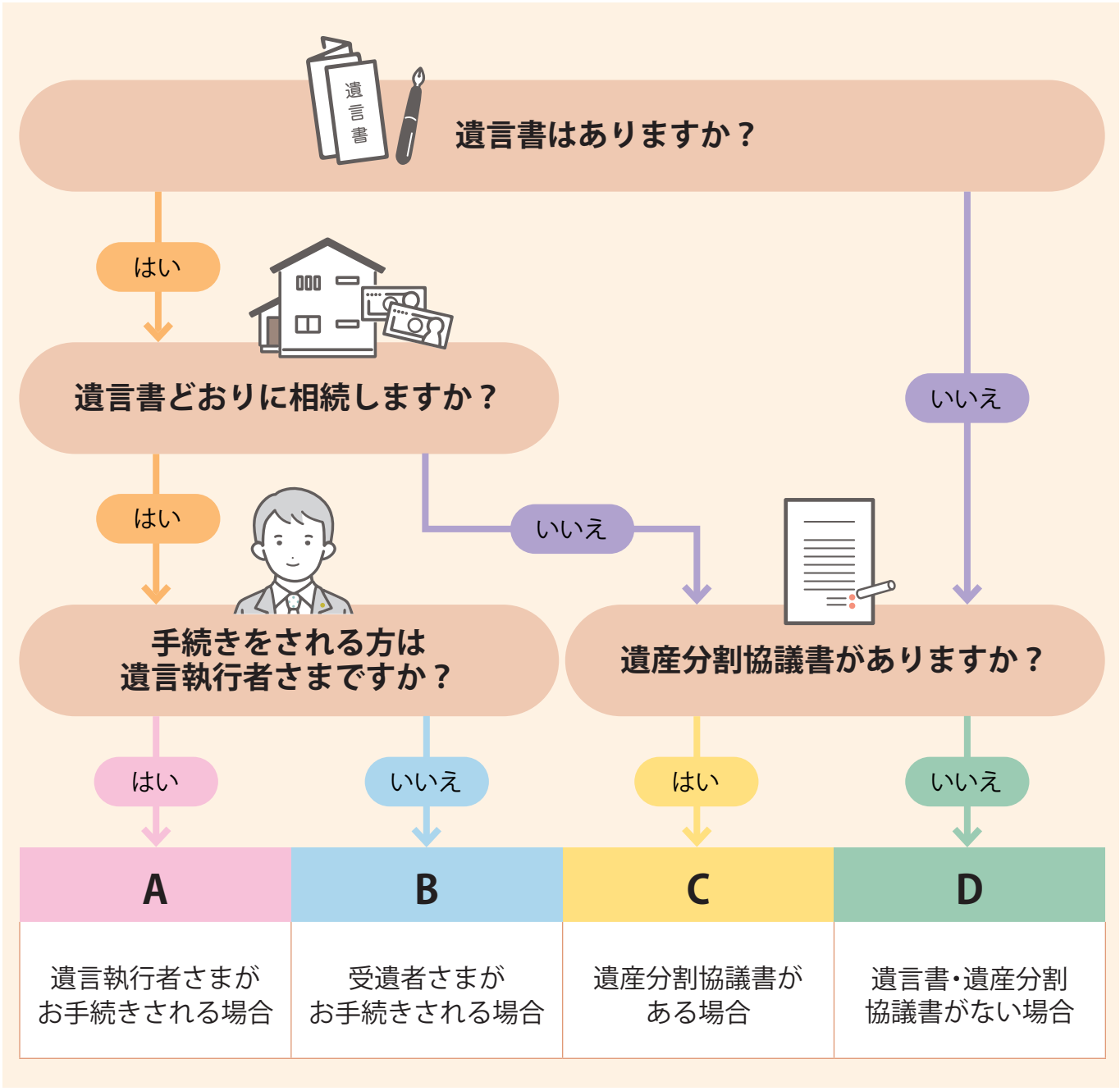
銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

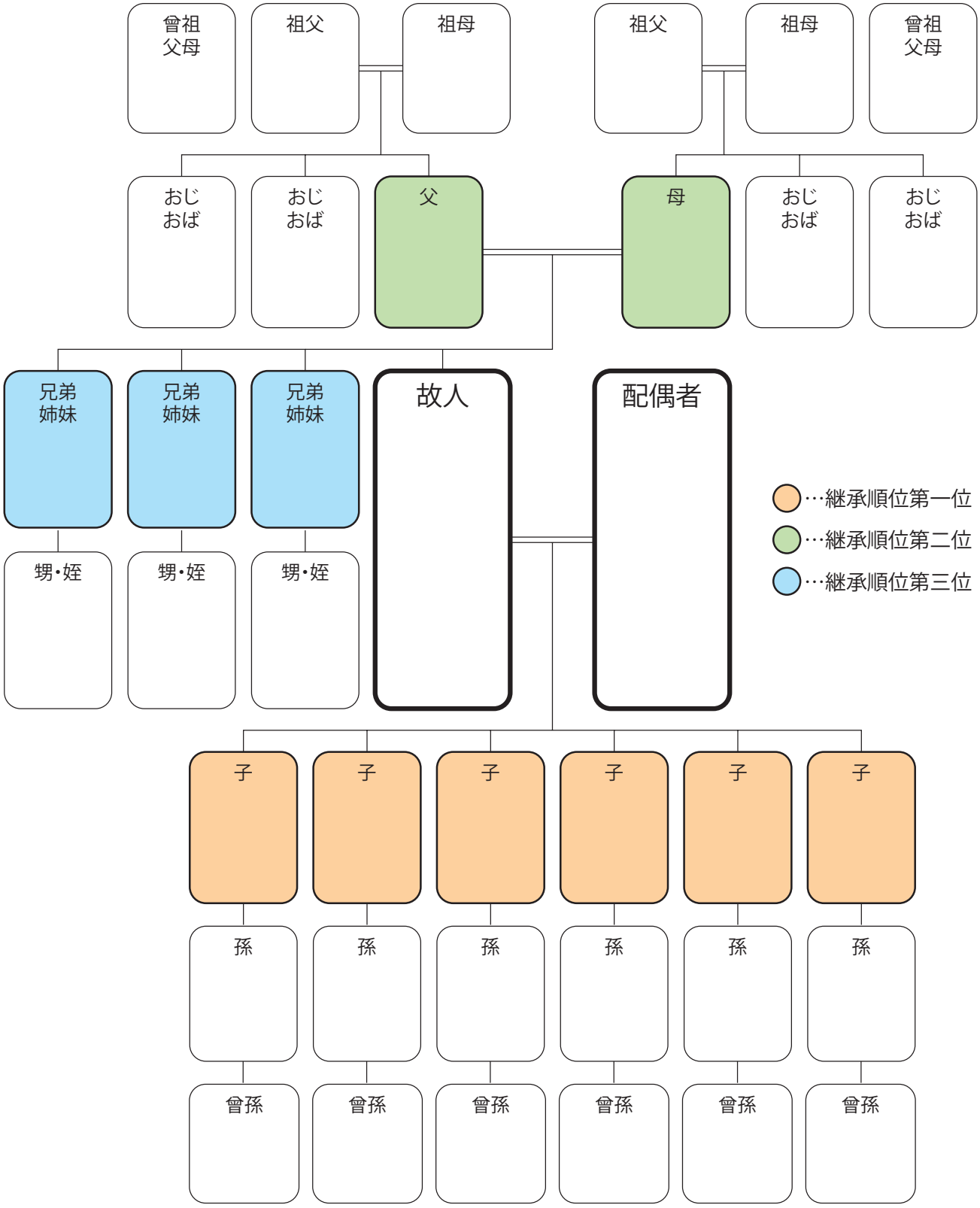
相続に関する手続きチェックリスト

☑	項　目	期　日	備　考
□	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。戸籍取得手続きについては電話等で役所にご確認ください。
□	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
□	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
□	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
□	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項　目	期　日	備　考
□	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
□	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所等	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号等	受給金額	備　考
その他				

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①　戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②　遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の 所有者の確定とその書面化

ステップ③　登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④　登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤　登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・ 登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
 相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所等の変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
 相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

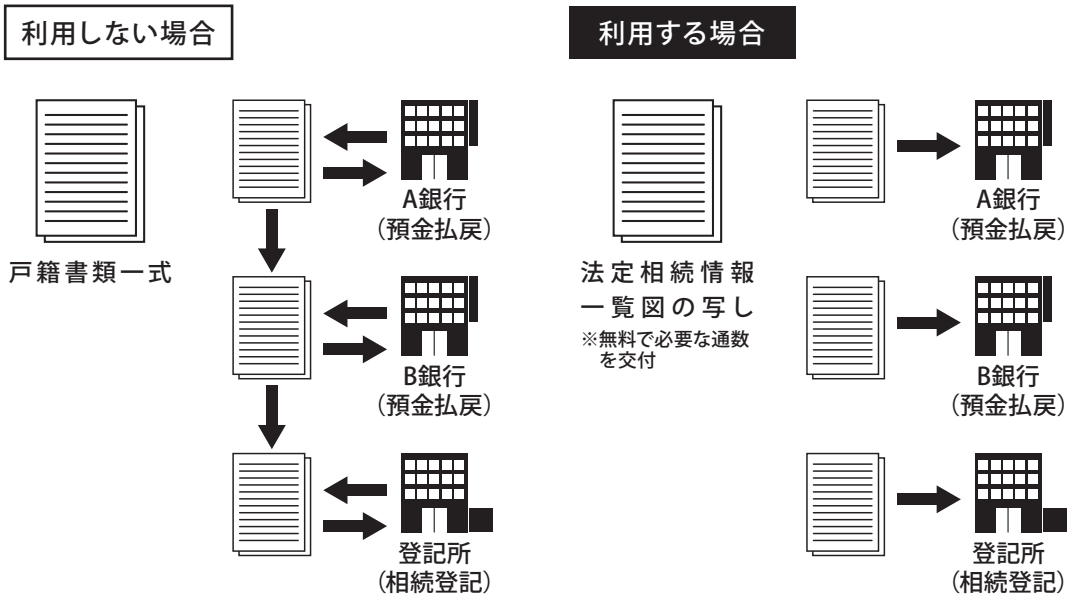
あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を
何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

1.市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。

2.法定相続情報一覧図を作成します。

3.所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。

↓

②確認・交付（登記所）

1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。

2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。

↓

③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

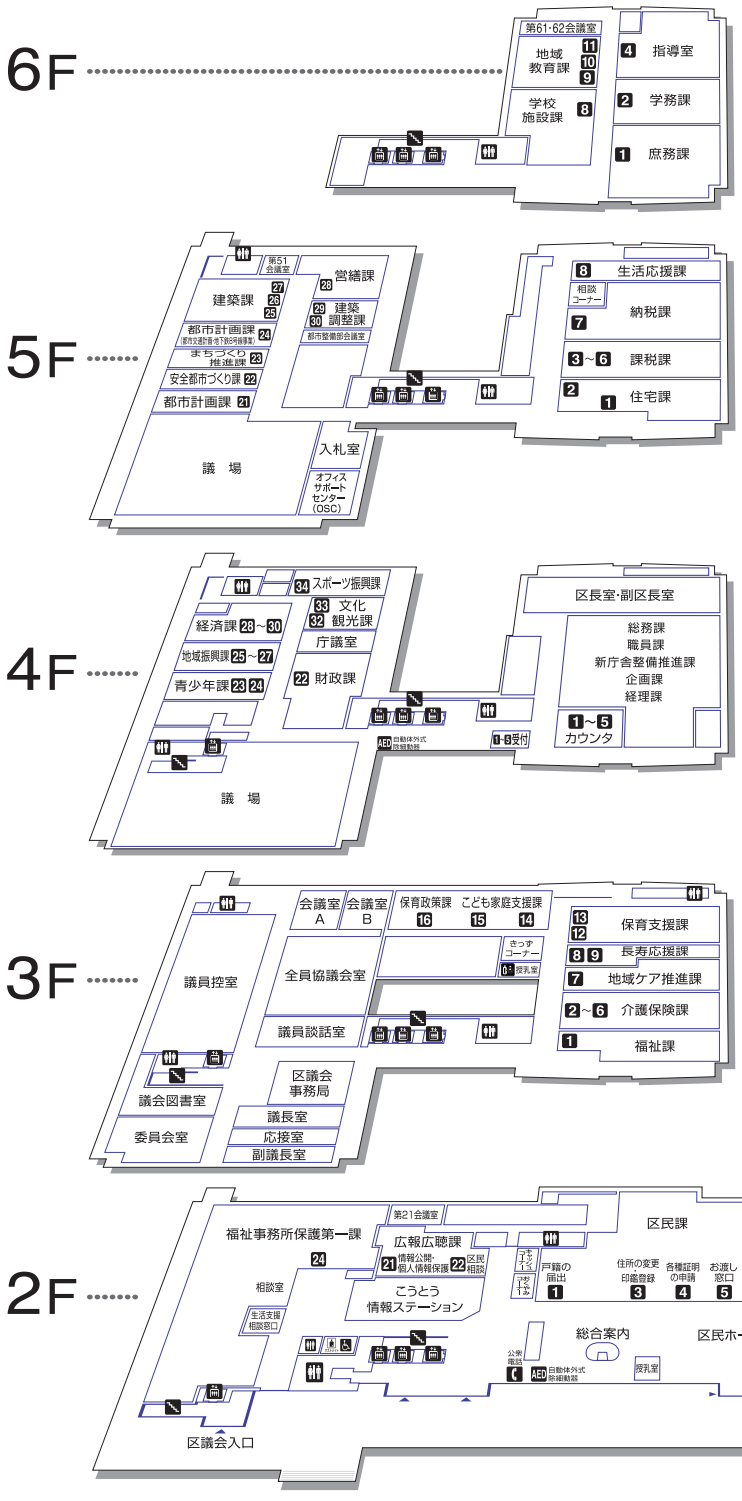
（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ　検索

庁舎案内図

令和８年５月７日現在



防災センター案内図

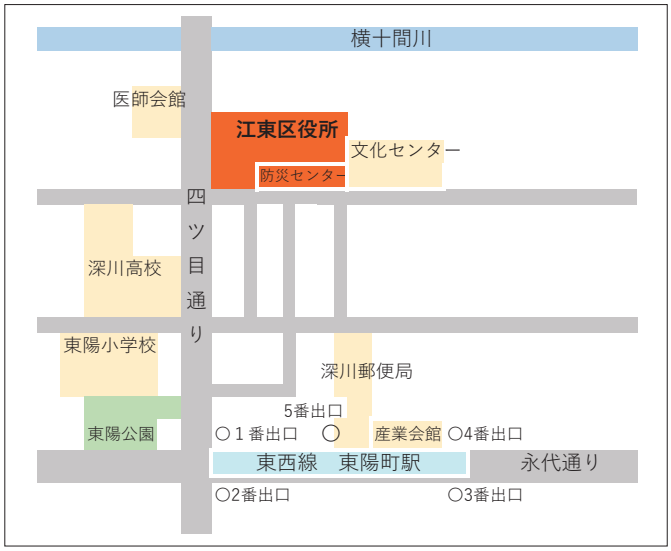
※庁舎７～９F・防災センター５・６F は省略しております。

主な手続き場所

手続きができる場所は、手続き内容によって異なります。詳細は P8 ～ 45 をご参照ください。

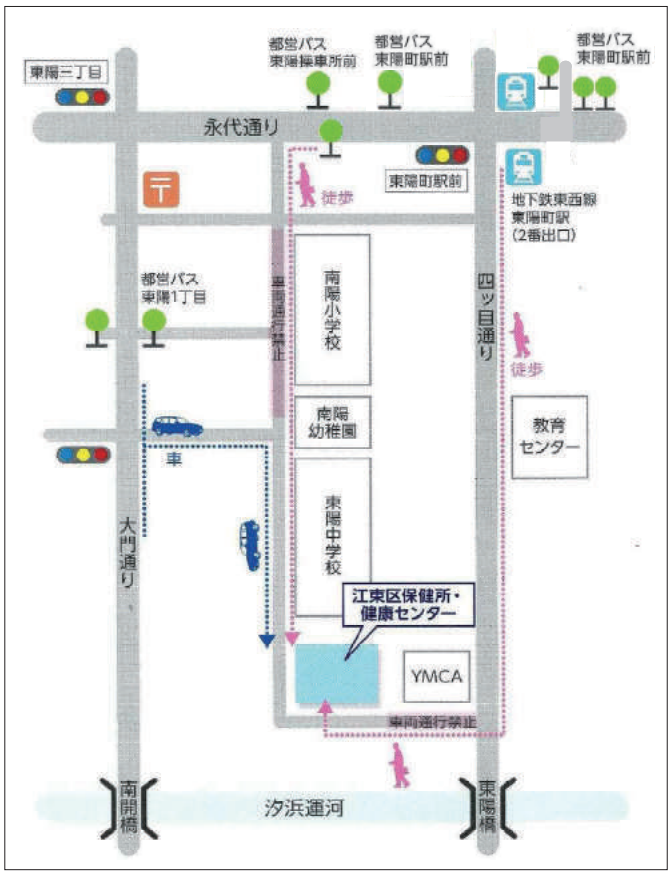
●江東区役所

住所：江東区東陽 4-11-28



●江東区保健所

住所：江東区東陽 2-1-1　2 階



●江東年金事務所

住所：江東区亀戸 5-16-9



広告

税理士法人NCP

相続専門



無料相談 実施中!



大変な相続手続き、こんなお悩みはありませんか？

- 何をどこから手をつけてよいかわからない…
- 戸籍や資料収集が大変！
- うちは「相続税」がかかるのかわからない…
- 誰に相談したらよいの？税理士？司法書士？
- 「相続手続き」の費用はどれくらい？
- 忙しくて日中は時間がとれない…

～相続のお悩み～ 税理士法人NCPにお任せください！

相続の手続きに慣れている方はいらっしゃらず、相続人の皆様は、大切な方を失われた悲しみの中で、様々な手続きを限られた時間で行わなければなりません。
何から手を付けてよいか分からない、誰に何を相談したらよいか分からない、相続税はかかるのか分からない。そのような相続人様のご負担やお悩みを解決するお手伝いをさせて頂きます。
税理士・司法書士・行政書士と連携して、ワンストップでお手伝いする事が出来ますので、まずはお気軽にご連絡ください。



ご契約までは、「相談無料」

まずはお気軽にご連絡ください

0120-262-629

受付：9:00～18:00

税理士法人NCP

【東京本店：横浜事務所：船橋事務所：大宮事務所】
東京都千代田区一番町23番3号 フロントプレイス千代田一番町11階
東京税理士会所属　代表：越阪部 洋之

https://ncp-o-tax.com/

税理士法人 NCP　検索

E-mail：info@ncp-o-tax.com

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

創立35年の実績!

遺品整理・特殊清掃・不動産買取

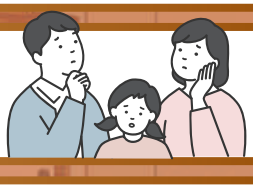
遺品整理・特殊清掃・脱臭マイスター
社員全員が資格を所持

見積無料

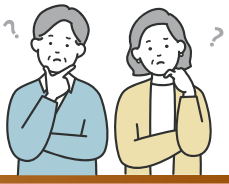
遠方に住んでおり時間が取れない

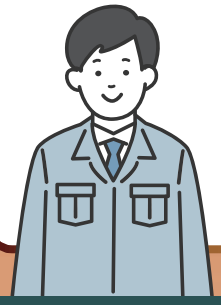


ご遺族だけでは整理できない



ゴミ屋敷等、何をどのように
片付ければ良いか分からない





相続した実家や空き家の売却、
放置していませんか?
「訳あり物件」も買い取りいたします。

＼ご遺族様の痒い所に手が届くサービスを心がけています／

お悩みの方もお気軽にお電話ください!

クレジットカードでの決済可能!

0120-00-4508

受付時間 8:00～18:00
(電話受付24時間)
定休日:第2、第4土曜日、日曜日
(電話受付365日)

有限会社 柿島商事

埼玉県所沢市北野新町2丁目2-6

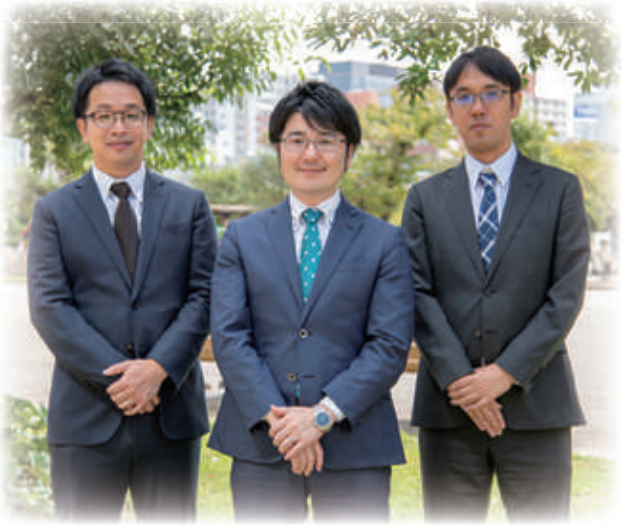
埼玉県産業廃棄物収集運搬業許可:01100220810
神奈川県産業廃棄物収集運搬業許可:01400220810
東京都産業廃棄物収集運搬業許可 東 13-00-220810 号
宅地建物取引業　埼玉県知事 (1) 第25931号

地域密着型 墨田区 江東区 中央区

相続に不安はありませんか？
経験豊富な税理士が解消します

相談者様の想いを大切に
安心円満な相続を

“相続”は相続人やご親族など多くの方が関わり合い、さまざまな立場や想いが交錯する場です。
「税金を安くしたい」「土地は残しておきたい」「会社を継続させたい」「相続した財産をすべて換金したい」など、時には相反する想いが行き交うなかで、皆様が納得する着地点を探るというのは非常に難しいことです。
第三者かつ中立の立場として関わることが可能で、かつ専門知識に富んだプロの税理士だからこそ、できるやり方がございます。ただ税金の計算をするだけでなく、相談者様の想いを紡ぐお手伝いをいたします。



相続税申告　**相続・事業承継対策**　**資産管理・運用アドバイス**

～ご相談いただいた方からのうれしいお声～

八方塞がりだった時にこちらの税理士先生が親身に相談に乗ってくださいました。
何をしたらよいかわからない状態でしたが、丁寧な説明と的確な指示でなんとか乗り切ることができました。



個人で調べて手に入る情報と、プロにわかりやすく説明しておしえていただく情報とは理解のしやすさが全く違いました。質問を何度かしてもすべて答えていただけたことも良かったです。



初めて電話での問い合わせの時から気さくにかつ丁寧に対応していただき、安心して相談させていただくことができました。



相続税、所得税について相談させていただきました。無料相談にもかかわらず、とても丁寧にわかりやすく説明していただきました。



相続税だけでなく、その他の税目などのご相談にも対応いたします。

AMPERSAND

アンパサンド税理士法人（東京税理士会）

HPはコチラです

困ったことがあれば
まずはご連絡ください

☎03-6240-4706

〒130-0012　東京都墨田区太平四丁目13-2 太平サクラビル6階　営業時間　平日 10:00～18:00

相続・不動産登記

全てお任せください！

相続手続き



相続の手続きは何から始めたらいいんだろう…

手続きをする時間がない…

不動産の名義変更



遺産分割協議書を作ってほしい

相続放棄ってできるの？

＼相続のお悩みを女性司法書士が解決いたします／

ご相談は無料です。お気軽にお問い合わせください。

☎03-6666-3290

こうとう司法書士事務所

代表司法書士　海保 祐子（東京司法書士会）

〒136-0076 東京都江東区南砂三丁目４番３号

営業時間：9:00～17:00　定休日：土日祝日（予約対応可）

https://www.koto-shihosyoshi.com/

通りに面した1階の事務所です。初めての方にもお気軽にお入りいただけます。

広告

『信頼できる業者に全て一括で対応して欲しい』のご要望にお応えしました！！



株式会社
遺品整理なら AGOT にお任せ下さい。

思い出の整理と新たな一歩を支援

故人様の大切な思い出の品を、ご家族に代わって真心込めて整理いたします。
お片付けからその後の清掃、供養、相続や売却などの手続き、遺品整理で出た品物のお買取りまで、アゴットならワンストップで対応可能になります。



女性スタッフによる温かみのある対応

お部屋の中の作業は女性スタッフが中心になって行います。
男性に見られるのは・・・というお声に配慮しております。



スペシャリストによる確かな技術

遺品整理士、事件現場特殊清掃士などの遺品整理に欠かせない技術を持ったスペシャリストが遺品整理、生前整理、特殊清掃を行っております。



SDGsへの取組み

家具や雑貨は海外に輸出してリユースし、家電、衣類、紙は可能な限りリサイクルします。大切にしていた品物を捨てるのではなく『つなぐ』
それも我々の使命だと考えています。

古物商許可証　千葉県公安委員会許可　第441400001439号　一般廃棄物は提携業者に委託しています

一般社団法人遺品整理士認定協会　地域統括事業所　認定第 IS10360 号

株式会社AGOT（アゴット）

0120-944-633
agotplanning@gmail.com
https://agot-chiba.com/

〒264-0028　千葉県千葉市若葉区桜木6丁目21-3
【受付時間】　8:00 ～ 20:00
詳しくはHPをご覧ください。▶▶▶▶▶▶
空家管理サービスをはじめました



貴金属、切手、古銭、骨とう品、ブランド品
買取専門店始めました！　高価買取
全国チェーンだから安心！

0120-929-700
tsurusawacho@otakaraya.jp
千葉市中央区鶴沢町5-7
【営業時間】　10:00 ～ 18:00　年中無休

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）



相続税についてのご相談は税理士法人Dream24へ

遺産相続のお悩み・ご不安をお聞かせください

相続税はかかる？
安くするにはどうすればいいの？
不動産ってどう評価するの？
「相続税のお知らせ」が届いた
手続きが大変そうで・・・





こんなお悩みを
抱えていませんか？

実績累計
1000件以上

初回相談
無料

他士業との
連携

東京税理士会所属
代表社員・税理士
久野　賢一朗



あなたのお悩みに全力でサポートさせていただきます

税理士法人
Dream24
ドリームニジュウヨン

「西葛西駅」から
徒歩 30 秒

0120-316-245

9:00 ～ 18:00
（月～土）

西葛西本店
〒134-0088
東京都江戸川区西葛西 5-6-2　みずほ銀行のビル 7F
TEL: 03-5675-0831

品川・大森支店
〒140-0013
東京都品川区南大井 6-17-16 パークウィンビル 202F
TEL: 03-5763-5964

福岡支店
〒810-0002
福岡県福岡市中央区西中洲 12-33 福岡大同生命ビル 7 階 02 号室
TEL: 092-406-5408

ホームページは
こちらから

ドリーム 24　検索

広告

煩雑な相続手続きを ワンストップでまるごとサポート

※ご相談内容に応じて提携する各分野の専門家と連携・共同して業務を行います。

相続専門の税理士／行政書士が親身に対応いたします



生前対策についてもお気軽にご相談ください。

- ✓ 生前贈与
- ✓ 節税対策
- ✓ 遺言書
- ✓ 認知症対策
- ✓ 家族信託
- ✓ お一人様対策

こんなお悩みはありませんか？



専門家がまるごと代行いたします。

- 相続人調査
- 財産調査・評価
- 遺産分割協議書の作成
- 相続税申告書の作成・提出
- 各種資産の名義変更、解約・払戻

※不動産の相続登記等については、提携司法書士事務所にて対応しております。

安心の事前見積り

料金体系

相続税申告業務
料金 165,000円(税込)〜

相続手続き一括代行
料金 275,000円(税込)〜

お客様のご都合に合わせて柔軟に対応いたします

- ✓ 夜間・休日のご相談OK（要事前予約）
- ✓ ご自宅への出張相談OK（要事前予約）
- ✓ オンライン面談ならご来所も不要
- ✓ 相見積もりのご依頼も喜んで

不安やお悩みなど些細なことでもお気軽にご相談ください！

初回60分相談無料　0120-734-806　［平日］10:00〜19:00

東京ベイ相続サポート

税理士事務所 / 行政書士法人

〒104-0051東京都中央区佃2丁目18-4トダカ佃コーポ 4F　都営大江戸線・東京メトロ「月島駅」4番出口から徒歩1分

税理士（東京税理士会京橋支部 登録番号143018）、行政書士（東京都行政書士会中央支部 登録番号20082164）　野口 裕太

お問合せはこちら

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）



我が家の『相続税』は・・・大丈夫だよね？

そんな小さな疑問は ゆずりは税理士事務所 へお任せください。

当事務所は、相続税専門の経験豊富な女性税理士がご遺族様の目線に立って優しくサポート。

相続税の有無、税額の試算

相続税がかかるかどうか、またその税額はご事情により様々です。「知らなかった」では済まされない事態を避けるためにも、まずはご相談ください。

POINT 「相続税の申告が必要かどうか」は ご家庭の状況で異なります

相続税が発生しなくても申告が必要となる場合があります。「我が家は大丈夫」と油断せず、専門家へのご相談をお勧めします。

節税だけではない相続対策のご提案

節税のみを目的とした相続対策ではなく、ご家族様にとってより良い相続をご提案いたします。

相続税申告手続き、税務調査の対応

内容が複雑な相続税申告手続きは、個人でやるのは一苦労。税務調査の際も、専門家に任せれば安心です。

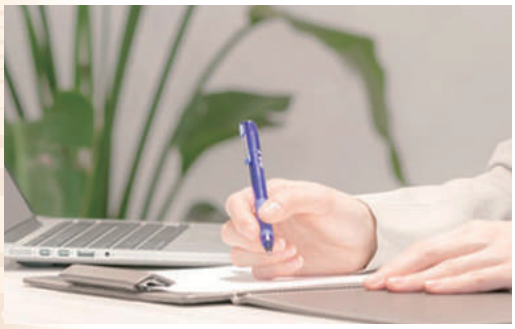


ゆずりは税理士事務所
税理士 佐久間 美亜

東京税理士会
江東西支部所属
登録番号134335

当事務所は—

『ゆずりは』の別名はオヤコグサ。
春先に若葉が芽生えると、それまで生い茂っていた葉は抜け落ちていきます。
「親が子を育て、思いを託して見届けていく」「子はその思いを受け取り、また次代へつなげていく」そんな優しい植物の名前を、当事務所は掲げています。
私たちに、お手伝いできることはありませんか。
税理士として何ができるのか、いつも考えています。



初回のご相談は無料です。まずは、お気軽にお問い合わせください。

ゆずりは税理士事務所

受付時間 平日10:00～17:00
事前のご予約で土曜・日曜・夜間の対応も承ります。

〒135-0016 東京都江東区東陽一丁目12番2号 1階

お気軽にご相談ください
03-4361-0353
info@office-yuzuriha.com
https://office-yuzuriha.com/

本誌をご覧になって相続税のご申告をご依頼いただければ申告報酬から5%割引

広告

この度は心よりお悔やみ申し上げます。

10,000件以上の相談実績



あなたの「不安」に寄り添い、私たちが「解決」いたします。

地域密着・江東区の相続専門事務所が、
あなたのお困りごとに徹底サポートいたします。

保田　圭祐
行政書士・国税OB税理士
（東京都行政書士会／東京税理士会 所属）

村川　雄三
国税OB税理士（顧問）
（東京税理士会 所属）

初回相談無料
事前予約制

相続の「面倒」は全ておまかせください！

安心できる！



面倒な相続手続きは
丸投げでOK！

相続専門の行政書士・税理士が
複雑な相続手続きを
安心サポートします

信頼できる！



相続専門の国税OBによる
徹底した節税対策！

国税OBの経験を基に
“適切な節税”と
”適切な相続税申告”を両立

相談できる！



相続に関する幅広い
相談に対応！

遺産分割・遺言・生前対策・
不動産活用まで幅広く
ワンストップで対応します

1ヶ所ですべて対応できるから、手間いらず！



江東相続あんしん手続きサポートセンターなら

- 戸籍謄本の取得
- 預貯金の名義変更
- 有価証券の名義変更
- 保険金の請求
- 相続税の申告手続き
- 不動産の名義変更
- 年金の手続き

すべてワンストップで対応！

［江東相続あんしん手続きサポートセンター］にお気軽にご相談ください！

江東相続あんしん
手続きサポート
Koto Inheritance Assurance Procedure Support

運営：保田行政書士事務所 / 保田会計事務所
住所：東京都江東区越中島1-3-1-111

営業時間：9:00～20:00　土日祝日もメールでのご相談OK！

03-6824-7701

E-Mail：info@yg-tax.net
https://sozokusupport.jp　/　https://yg-tax.net

詳細は弊社のWEBサイトをご覧ください

ご相談はお気軽にLINEからもOK

遺品整理のことなら
ゼロミッションへ
お任せください





手続きやお片づけだけが遺品整理
ではありません。故人を思う気持ちを
大切に、その想い出を大事にしたい。
だから、私たちがいます。

お部屋と心の整理を、
真心込めてお手伝いいたします。

遺品整理　**特殊清掃**

ゴミ屋敷のお片付け※

※一般家庭の廃棄物収集運搬は、許可事業者と提携して行っております。

終活アドバイザーによるサポートはもちろんのこと、提携の弁護士・司法書士・税理士のご紹介もいたします。
相続関係でお困りのことなど、なんでもお気軽にご相談ください。

有限会社ゼロミッション

フリーコール **0120-539-145**

お電話受付時間
8:00～20:00

見積・相談無料/秘密厳守/迅速対応/女性スタッフ在籍

営業対応:埼玉県全域・東京都23区　本社 埼玉県越谷市東越谷9-15-22 TEL048-951-0280　営業所 東京都品川区北品川3-6-13 7階

産業廃棄物収集運搬　東京都許可 第 13-00-129591　埼玉県許可 第 1101129591　千葉県許可 第 1200129591

広告

相続手続きを
司法書士×税理士で
Wサポート!

司法書士・税理士 高柳総合事務所

相談実績多数
70年の歴史・相続相談
2,000件以上(累計)

リーズナブルな費用体系

まるごとおまかせも可能

まずは、どんなことでもご相談ください

預貯金解約業務 / 相続税申告 / 相続登記 / 相続放棄

相続発生前(遺言書作成、生前贈与、成年後見など)のご相談もお待ちしております。



江東区・墨田区・中央区の相続なら地元密着で相続に力を入れる当事務所にご相談ください。

事務所の歴史は70年、当事務所代表として25年以上の経験を活かしてお客様に寄り添うサポートをお約束いたします。

代表司法書士・税理士 高柳俊久
(東京司法書士会 墨田・江東支部／東京税理士会 江東西支部)



初回相談無料・完全予約制

まずはお電話にてご予約をお願いいたします。

休日・夜間相談(20:00まで)も事前予約により対応可能です。

お気軽にお問合せください

0120-635-444

繋がらない場合は 03-3645-1688 へお電話ください。

司法書士・税理士
髙柳総合事務所
Takayanagi Sogo Service
司法書士法人髙柳総合事務所／税理士高柳総合事務所

〒135-0012 東京都江東区海辺17-4 TEL03-3645-1688(代)
営業時間 ▶▶▶ 平日 9 時～18 時 ● 休日、夜間は要相談 ●

4年連続 東京都 契約数 No.1※

管理費なし継承者不要

宵参り（朝まで点灯 いつでもお参りできます）



東京都 樹木葬 成約数 No.1 4年連続

※調査期間: 2022/01/01~2025/12/31
調査概要:「いいお墓」に掲載されている東京都にある樹木葬の成約数を調査。
株式会社鎌倉新書調べ

ペットも入れる家族のお墓

江東区民対象
お墓支援金あり

藤と桜の 樹木葬

1人区画 安心の生涯サポート付きプラン 非課税 48万円より

家族区画 最大8人まで 安心の生涯サポート付きプラン 非課税 88万円より

無料のお寺巡回バスがございます



錦糸町・亀戸・大島・北砂・南砂・木場・豊洲方面

地域の病院やスーパーなどを巡回しながらお寺まで参ります。
見学会も利用できます。

契約後も毎日送迎! 時刻表や詳細はこちらをご覧ください

- ペットと一緒に入れる
- 檀家になる必要なし
- 永代供養付き継承不要
- 合祀に移動なし

— 宗旨・宗派不問 —

樹木葬普及協会
東京都中央区銀座4-11-7

営業はありません

失敗しないために、動画でご視聴ください。

0120-03-4498

［経営・運営・管理］株式会社浄縁　樹木葬普及協会　［連絡先］0120-03-4498
［経営許可年月日および許可番号］昭和60年8月16日 第824号、昭和63年12月6日 第63-1号、平成元年2月10日 第891号、平成6年1月21日 第939号

発　　行　　江東区役所
編集／制作　　株式会社鎌倉新書
発 行 年　　2026 年 11 月